

第1章 集落営農の発展と法人化について

農林水産政策研究所 小野 智昭

1. はじめに

平成19年度から水田・畑作経営所得安定対策（以下、「経営所得安定対策」と省略）が導入されたことにより、全国で多様なタイプの集落営農組織⁽¹⁾が新設・再編成され、同対策に加入している。同対策への加入には、いくつかの要件が課されているが、任意組織の集落営農組織については、5年以内に法人化することが要件として義務づけられている。同対策に加入する多様なタイプの集落営農組織の法人化をどう展望するのかは、政策的に重要な課題であるとともに、そうした集落営農組織の法人化が、集落営農組織の展開にとってどのように位置づくものなのかを明らかにすることが重要である。

政策的には、農業の担い手は「効率的かつ安定的な農業経営体」であり、集落営農組織もその一形態として政策的に位置づけられる。そのメルクマールの一つが法人化である。農業経営体の発展経路にとって法人化は、経営体の大規模化、企業化と同義、あるいはそのために必須のステップであろう⁽²⁾。これに対して集落営農組織の法人化もそれと同様であるのか、あるいは別の位置づけがあるのかを検討する必要があるのではないかと。そうした問題意識から、集落営農組織にとっての法人化の意義や必要性、法人化の条件等を検討することを目的に、地域差を考慮した以下の3つの論考に先立ち、本稿ではそうした課題に関わる論点について述べるものである⁽³⁾。

本稿では、次のことを述べる。第1に、集落営農と集落営農組織の法人化が政策に位置づけられた過程を整理し、政策が想定する集落営農組織の発展経路を確認するとともに、任意組織の集落営農組織が担い手として経営所得安定対策に加入しうる要件を再確認する。ついで経営所得安定対策下における集落営農組織の特徴について、組織数の増加と法人化の進展の状況を統計的に示すとともに、多様な組織が存在し、法人化を選択する志向も異なっていることを指摘する。最後に集落営農組織にとっての法人化の意義に言及したい。

2. 政策における集落営農組織の法人化

(1) 集落営農の政策化

集落営農組織は、平成10年の「食料・農業・農村基本法」（以下、「新基本法」と省略）で施策の一つとして位置づけられる。同法第28条には「地域の農業における効果的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織」等の活動を促進する方策を講

じる，としている。そして平成19年の経営所得安定対策で集落営農組織が本格的に農業の担い手として政策の対象となる。集落営農と集落営農組織がこうして国の施策の対象となった時期以前をも含めて，集落営農が政策化されたプロセスは以下のように整理される⁽⁴⁾。

1) 集落営農政策前期（昭和40年代～平成4年）

農水省における集落営農の政策化に先立ち，いくつかの府県で，集落営農を支援する施策が実施される。すなわち，東北地方の秋田県では昭和47年からの集落農場化事業が主業地帯での地域複合として取り組まれた⁽⁵⁾。中国地方の島根県では昭和50年からのいわゆる「新島根方式」が，広島県では昭和53年からの「地域農政」を冠したソフト事業が実施され，北陸地方の富山県では昭和56年の豊かな村づくりパイロット事業が，さらに昭和61年の集落営農組織化実践事業が，近畿地方の滋賀県では平成元年からの集落営農ビジョン促進対策事業が，京都府では平成4年からの地域農場づくり事業などが，さらに兵庫県では平成6年から集落農業経営プラン推進事業が開始される⁽⁶⁾。

こうして現場ニーズにもとづいて，主に中山間地域（島根県，広島県等）や平場兼業地域（滋賀県，富山県等）の担い手不足地帯で「集落ぐるみ型」組織が進展する。

2) 集落営農政策形成期（平成5～平成15年）

そうした動きを反映して，集落営農組織が政策に取り込まれる。平成4年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」（以下，「新政策」）で，他産業並みの労働時間で，生涯所得が地域他産業従事者と遜色ない「効率的・安定的経営体」像として，「個別経営体」と並んで「組織経営体」が提示される。しかし後者は，生産組織や集落ぐるみ的な集落営農組織のような農家の補完組織ではなく，その主たる従事者が他産業並みの労働時間と地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営体として提示されたものである。これがその後の経営体としての集落営農組織の基本線となる。

この新政策を受けて農業経営基盤強化促進法(平成5年)に「特定農業法人」制度が規定される。特定農業法人は，農用地利用改善団体が定める農用地利用規程に位置づけられ，区域内農地の過半を集積する目標があることが要件となっている。そして設立された特定農業法人は，農業経営基盤強化促進法で認定農業者とみなされる。みなされるとはいえ，認定農業者の認定申請が不要となるわけではなく，特定農業法人は効率的かつ安定的な農業経営体として認定されねばならない。また特定農業法人制度とともに「農用地利用集積準備金」の税制特例が設けられ，青色申告している特定農業法人は農業収入の9%以下を無税で5年間積立て，準備金取崩しを圧縮記帳できることとなった。このメリットの活用もあって一部で集落営農組織の法人化が進む。

他方，平成年代には圃場整備事業を契機として，担い手集積加算の要件をクリアするために，東北等で農業の組織化が進展する。さらに「麦大豆の本作化」を掲げた水田農業経営確立対策(平成12～平成15年)で，土地利用集積型要件と手厚い助成金の影響により，個別経営展開地域である東北で転作受託組織が進展する。

こうして先述のように「食料・農業・農村基本法」（平成10年）に集落営農組織の活動の促進が明記される⁽⁷⁾。しかし「食料・農業・農村基本法」では、集落営農を過渡的なものと捉えている。同法では、「集落を基礎とした農業者の組織」すなわち集落営農組織を、多様な担い手の1つとして、その活動の促進を掲げている。しかし集落営農組織は中山間地域を対象とした緊急避難的なものとして想定され、「効率的かつ安定的な農業経営」を創出するための母体、経営体のインキュベーターとしての位置づけであり、過渡的な存在と捉えられていた⁽⁸⁾。

また同法は、「育成すべき農業経営」への経営安定対策を講じるとしている。これが平成19年度から開始される経営所得安定対策へ結実するのであるが、しかし同法の規定からすると、任意の集落営農組織は経営体ではないのであるから、経営安定対策の対象ではないと捉えられていたことになる⁽⁹⁾。

3) 集落営農政策推進期（平成14年～現在）

集落営農組織（その一部）を担い手としたのは、「米政策改革大綱」（平成14年）からである。そこでは、集落営農組織のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を担い手として位置付けることとされる。すなわち法人化して認定農業者となる以前の任意組織の集落営農組織をも担い手とするのである。そのメルクマールが経理の一元化と将来の法人化である。

これを受けて、農業経営基盤強化促進法改正（平成15年）で、「特定農業団体」制度が創設され、①規約を定める、②共同販売経理を行う、③地域の農用地の2/3以上を5年後に集積（農作業を受託）する目標を定める、④主たる従事者の農業所得の目標を市町村基本構想の水準以上に定める、⑤農業生産法人化計画を作成する、という5つの組織要件が定められる。ここでは⑤の法人化の計画が「経営体としての実体」を示す指標とされ、集落営農組織は特定農業団体を経て特定農業法人（認定農業者）へと移行するものとして制度化される。

なお④の所得目標に関しては、この特定農業団体制度の導入にあたり、特定農業団体の設立時には主たる従事者の候補者が存在すればよいこと、さらに特定農業団体と法人（認定農業者）は、主たる従事者の目標農業所得額に代えて組織が目標とする経営規模という外形基準で判断できるという柔軟な対応がされる⁽¹⁰⁾。個人としての「主たる従事者」の目標農業所得額の要件が厳然とありつつも、組織の経営規模という外形基準でよいということになれば、特定個人の「主たる従事者」が存在しなくとも特定農業団体や認定農業者（法人）に認定されることが可能であることには留意するべきである。

そして米政策改革（平成16年）で、育成するべき担い手として認定農業者に加えて「集落型経営体」が位置づけられる。ここでは、集落営農組織のうち「生産から販売、収益配分まで組織として一元的に経理を行い、主たる従事者が、市町村の基本構想で定めている所得水準を目指し得るとともに、一定期間内に法人化する計画を有する等、経営体としての実体を有する」とされ、そうした一定の組織要件を満たす組織のうち20ha以上の規模要件

を満たすものが「集落型経営体」とされ、「担い手経営安定対策」に加入できるものとされる。集落営農組織はここで正式に政策的に位置づけられるとともに、担い手となる要件が整備される。すなわち「大綱」では経理の一元化と法人化計画が「集落型経営体」の要件とされたのに対して、米政策改革では、さらに所得目標が要件に加えられ、それら組織要件に加えて、「担い手」たる規模要件が明示される。そして各地域の「地域水田農業ビジョン」に「集落型経営体」が個別の担い手と並んで位置づけられる。法人でも認定農業者でもない集落営農組織が、一定の要件の下で担い手とされたのである。

そうした要件をクリアして「担い手経営安定対策」に加入した「集落型経営体」の数は少ないが、同対策の担い手要件は本格的な経営安定対策の創設を予定して定められたものであり、ここで規定された組織要件と規模要件とが、その後の経営所得安定対策に継承されていく。

平成17年「食料・農業・農村基本計画」策定にむけた「中間論点整理」（平成16年8月）では、「一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、担い手として位置付けることが適当である。このことを踏まえ、併せて、地域の合意に基づく農地の集団化等を通じ、集落営農の組織化と法人化を促進していく必要がある。」とされる。そして「食料・農業・農村基本計画」（平成17年）では、その第3の2の(1)「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保」において、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記される。米政策改革では「経営体」、すなわち効率的かつ安定的な経営体としての実体を有する集落営農組織に限定されていた規定が、「中間論点整理」ではそうした「経営体」に至っていないが「将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる」「経営主体」としての実体を有する組織、「経営体」への発展過程にある組織をも農業の担い手として位置づけたのである⁽¹¹⁾。

こうして経営所得安定対策(平成19年)には、認定農業者と並んで任意組織の集落営農組織も加入できることとなり、同対策で、集落営農が本格的に政策的に位置づけられる。担い手たる集落営農組織は、効率的かつ安定的な農業経営体に発展していくことが見込まれる組織であり、経理の一元化と法人化がそうした経営体である重要なメルクマールとして明確にされる。

(2) 政策の想定する発展経路

農業経営基盤強化促進法改正(平成15年)で、「特定農業団体」制度が創設されて、集落営農組織→特定農業団体→特定農業法人(認定農業者)という経路が制度化された。経営所得安定対策で描かれた集落営農組織の発展経路も、集落営農組織(特定農業団体と同様の組織)が特定農業団体を経て、あるいは直接に農業生産法人である特定農業法人となり、認定農業者となる、というものである。任意組織の集落営農組織は、効率的かつ安定的な

経営体である認定農業者の法人への過渡的段階という位置づけである。

これに関してはいくつかの留意が必要である。第1に、特定農業団体と認定農業者たる法人の認定要件である目標所得が、本来は「主たる従事者」の目標農業所得額でありつつも、組織の経営規模の外形基準で運用可能であるので、実際には「主たる従事者」が存在しなくとも認定が可能である。

第2に、経営所得安定対策に加入する認定農業者たる法人のほとんどは農業生産法人であるが、しかし法人が経営所得安定対策の対象者となるには、農業生産法人となるのが必須なのではない。農業生産法人でなくとも、専ら農作業受託を行う法人が、特定作業受託（基幹3作業を実施しその農地の農産物を法人名で販売する）の面積を農業経営の規模に算入し、認定農業者となることができ、それにより経営所得安定対策に加入することもできる⁽¹²⁾。さらに平成21年の改正農地法によると、法人は法人形態を問わずに農地の借地を行うことができるようになり、この農業経営法人は農業生産法人にならずとも、特定農業法人、認定農業者となることができる。

第3に、特定農業法人に対する優遇税制であった農用地利用集積準備金制度が、経営所得安定対策の実施と同時に廃止となり、農業経営基盤強化準備金制度へと改められた。これは法人を含む認定農業者が対象であるため、以前の制度とは異なって特定農業法人にならずともメリットを享受できるため、農業現場では、特定農業団体、特定農業法人を経ずに農業生産法人となる傾向も出ている。

(3) 経営所得安定対策加入の要件

経営所得安定対策に加入できる集落営農組織について、現状とともに述べておく。同対策の対象となる集落営農組織は、任意組織の場合は特定農業団体またはそれと同様の団体であり、法人組織の場合は認定農業者となった法人である。任意組織については、組織と規模に関する要件が定められている。

1) 組織要件

特定農業団体ではない任意組織が対策に加入するにあたっては、特定農業団体と同様に次の5要件を満たすことが必要である。すなわち、①規約の作成、②共同販売経理（経理の一元化）の実施（集落営農組織の口座を設定し、組織名義で出荷して販売代金を組織の口座で受け取る）、③農用地の利用集積目標の設定（地域の農用地の2/3以上を5年後に集積する）、④主たる従事者の所得目標の設定（主たる従事者は候補者の人数、所得目標は市町村農業基本構想の目標額でもよい）、⑤農業生産法人化計画の策定（5年以内に農業生産法人になる計画を作成する）、である。特定農業団体との相違は、農用地利用改善団体の設立がなく、その農用地利用規程での位置づけがないことである。

これらのうち①は形式的な要件、③と④は5年後の「目標」であり、加入時点では比較的クリアしやすいのに対して、②と⑤はやや異なっている。

②については、共同販売経理をどう実現するかが課題である。現場では、組織名義で出

荷して販売代金を組織の口座で受け取り、費用の一部を共同経理することで、組織としての共同販売経理を一応は実行しつつ、組織内部で個々の農家の成果を個別に管理するいわゆる「枝番方式」を採用するという対応がみられる。作目では、麦・大豆は販売額・コストともにプール計算を行ってが水稻は枝番管理であるという事例、あるいは水稻も麦も枝番管理である事例、またコストの費目でみて、組織でプール計算する費目が多い事例もあれば、限られている事例もあり、地域によって（東北、関東、九州で枝番管理が多い）、組織によって様々ある。

協業経営体としてこうした枝番管理方式は一切認めるべきではないとする考えもある。枝番管理は協業経営体にふさわしくないと考える集落営農組織のリーダーは、各構成員が使用する肥料や農薬等を共通化したり、共同購入を実施したりなどして、プール計算する範囲を少しずつ拡大していく努力をしている組織も多くある。他方、構成員の営農努力を収入に反映させる方式として有効に活用できるという側面に注目する見解もある⁽¹³⁾。枝番管理方式を採用している組織では、記帳や会計処理をJAが代行する事例が多くある。簿記記帳や決算処理等の会計経理を行う人材がいないことが大きな要因であり、共同販売経理を進めるには、そうした人材育成が実務的に重要である。

⑤については5年以内に法人化するというもので、当面は「計画」ではあるが、しかし対策加入組織にとっては、法人化できなかった場合の交付金返還の危惧があるため、この要件を高いハードルと認識される。他方、枝番管理の解消へ向けた努力を行っている事例があることを先述したが、こうした事例では、将来における法人化という強制力を使って、共同販売経理を含めて組織としての一体性を図ろうとする事例が多くある。そうした事例を含めて、それらの法人化が制度の目的に沿って効率的かつ安定的な経営体へ移行する、あるいは志向するものなのかどうかは検討するべき点である。

なお、5年後の法人化の目標達成が困難な組織が多いと見られたことなどから平成19年末の見直しにより、法人化は先延ばしされたという意識が現場で広がり、組織としての一体性を強めようとする動きが鈍化する傾向が見られる。

2) 規模要件

経営所得安定対策加入のもう1つの要件は規模要件である。規模とは、経営面積（任意組織の場合は構成員の経営面積）と特定農作業受託面積とをあわせた集積面積のことである。任意組織の場合は、基本は20haで、物理的特例として平場地域では12.8～20ha、中山間地域10～20haであり、また生産調整組織の特例があつて、下限が平場地域で7ha、中山間地域で4haとなっている。法人組織については認定農業者として加入するので、個人と同様に、基本は都府県で4ha、北海道で10haであるが、物理的特例として都府県で2.6～4ha、北海道で6.4～10haとなっている。任意組織の場合には、特定農業団体も含めてこの面積要件を満たさないといけない（実際にはそれぞれの基準の8割をクリアすればよい）が、地域の条件等から先の面積要件をクリアできない小規模組織は、法人化することで認定農業者として加入するという対応を果たした組織もある。

しかしこれら規模要件も、平成19年末に見直しが行われ、地域水田農業ビジョンに位置づく認定農業者、集落営農組織は市町村特認で加入できることとなったため、その後は規模要件が事実上は存在しない状況となった。

3. 集落営農組織の増加と法人化

経営所得安定対策による集落営農組織の変化と法人化の状況について統計により簡単にみておく。

(1) 集落営農組織の増加

経営所得安定対策によって、集落営農組織が急増した。集落営農実態調査による集落営農組織数の変化を第1表に示すと、平成17年の約10,000組織から平成20年の約13,000組織へと、3年間に約3,000組織が増加した。その集落営農組織のうち経営所得安定対策への加入および加入予定組織は平成20年に約7,000組織である。

第1表 集落営農組織数の変化

(単位:組織、%)

年次	平成12	17	18	19	20	H17-20 増加数
集落営農総数	9,961	10,063	10,481	12,095	13,062	2,999
うち法人数	…	646	842	1,233	1,596	950
対策加入・加入予定数	…	…	…	5,656	7,225	…
うち法人数	…	…	…	1,016	1,456	…
法人 割合	…	6.4	8.0	10.2	12.2	5.8
加入・加入予定	…	…	…	18.0	20.2	…

資料:平成12年は農業構造動態統計調査、それ以外は集落営農実態調査。

地域別にみると(第2表)、集落営農組織の増加率の高い地域は、東北(123%)、関東・東山(86%)、四国(74%)、九州(60%)であり、これまで集落営農組織が少なかった地域で、経営所得安定対策の実施に対応して集落営農組織が増加している。逆に増加率の低い地位は、組織が減少した北海道(-19%)を別として、北陸(8%)、東海(5%)、近畿(8%)、中国(6%)であり、以前から集落ぐるみ型等の集落営農組織があった地域では、新たな組織の設立程度は低くなっている。

表が示す組織数の増加の多くが集落営農組織の新設ではあるが、しかしそうした新設の中には、後述するように既存の集落営農組織の組織再編等によるものも非常に多くある。

(2) 集落営農組織の法人化

経営所得安定対策によって、集落営農組織の増加だけでなく、法人化も進展した。前掲

第1表に示すように、平成17年から平成20年の3年間に、法人の集落営農組織が全体で約650組織から約1,600組織へと約1,000組織増加し、法人が占める割合は集落営農組織全体の6%から12%へ上昇した。経営所得安定対策への加入および加入予定組織でみると、平成20年の約7,200組織のうち法人数は約1,500組織であり、法人の割合は20%に至っている。

第2表 集落営農組織と法人の増加率

(単位:組織、%)

	平成12年		平成20年		増加率	
	集落営農組織	法人	集落営農組織	法人	集落営農組織	法人
全国	10,063	646 (6.4)	13,062	1,596 (12.2)	29.8	147.1
北海道	396	26 (6.6)	320	29 (9.1)	-19.2	11.5
東北	1,264	98 (7.8)	2,825	244 (8.6)	123.5	149.0
関東・東山	463	33 (7.1)	863	99 (11.5)	86.4	200.0
北陸	1,912	201 (10.5)	2,063	517 (25.1)	7.9	157.2
東海	753	44 (5.8)	790	85 (10.8)	4.9	93.2
近畿	1,585	29 (1.8)	1,704	73 (4.3)	7.5	151.7
中国	1,586	159 (10.0)	1,685	299 (17.7)	6.2	88.1
四国	193	7 (3.6)	336	48 (14.3)	74.1	585.7
九州・沖縄	1,545	49 (3.2)	2,476	202 (8.2)	60.3	312.2

資料:集落営農実態調査。

そして法人のほとんどは同対策に加入あるいは加入予定の組織が占めている。法人数は平成17年以降しか知りえないが、これら法人組織は、米政策改革、さらには経営所得安定対策を背景として法人化したものが多い。

経営安定対策加入組織について法人の割合を地域別に見ると(前掲第2表)、これまで集落営農組織数が少なく経営所得安定対策後に急増した東北、関東・東山、四国、九州では法人割合が低く1桁台であるが、組織数の変化が少なかった北陸(39%)、東海(23%) (そのほとんどが岐阜県)、中国(57%)、四国(40%)では法人割合が高い。もともと法人割合の低かった近畿では、法人割合が4%と低い⁽¹⁴⁾。

法人化と集落営農の規模について触れておきたい。第3表は、集落営農組織の集積面積(経営面積+作業受託面積)規模別に法人化の割合を示したものである。加入組織全体で見ると、20~30ha、30~50ha、50~100haの規模層で法人化割合が低く、12ha未満、12~20haの小規模組織と100ha以上の大規模組織で法人化割合が高い。

経営所得安定対策加入には先述のように規模要件があり、集落営農組織のそれは平場で20ha(実際にはその8割の16ha)、中山間ではその8割(実際には20ha×0.8×0.8=12.8ha)である。それらの要件に満たない小規模組織の場合には、法人化して認定農業者として加入する事例が平場、中山間を通じてあり、その結果として、小規模組織で法人化割合が高

くなっていると考えられる。

第3表 規模別の法人割合

(単位:組織、%)

集積面積 規模	加入組織 全体	うち法人	
全体	6,663	1,361	(20.4)
-12ha	864	195	(22.6)
12-20ha	996	270	(27.1)
20-30ha	1,666	298	(17.9)
30-50ha	1,788	337	(18.8)
50-100ha	1,029	186	(18.1)
100ha-	320	75	(23.4)

資料:集落営農実態調査の組替集計。

その反対に、100ha以上の大規模組織の320組織が対策に加入しており、地域別には北海道(24組織)、東北(118組織)、関東・東山(45組織)、北陸(17組織)、九州・沖縄(82組織)で多く、そのうち法人組織は北海道15組織(63%)、東北17組織(14%)、関東・東山13組織(29%)、北陸13組織(76%)等であり、北海道と北陸での法人割合が目立って高い。こうした大規模組織では、大規模化により固定費を削減し、効率的な経営を展開するため、あるいは専従者の安定的確保のために法人化が選択されている場合が多いと考えられる⁽¹⁵⁾。

4. 集落営農組織の多様性と法人化

(1) 集落営農組織の多様性

経営所得安定対策を契機に、多様なタイプの集落営農組織が新設、あるいは再編され、それに伴い組織の性格の変化、活動の進展、法人化が進んでいる。

北陸、近畿、東海、中国等では、集落ぐるみ型組織やオペレーター協業経営型組織がこれまでも組織化されてきた。他地域も含めて、集落ぐるみ型組織や協業経営型組織は、そのまま経営所得安定対策に加入した。加入組織は、オペレーター、管理作業を行う農家、土地所有者が構成員となっている組織、前二者の組織と土地所有者組織との2階建て組織のうち2階部分の組織、三者が分離した3階建て組織になっているうちのオペレーター組織という3タイプがある。ただし、既存の組織が人格なき社団(みなし法人)とされる懸念がある組織では、新組織を設立してその組織が対策に加入する事例もある。

東北、関東、九州等では、これまであった転作(麦・大豆)や水稻の作業受託組織や共同利用組織の再編成により多くの集落営農組織が設立された。水稻作と転作(麦・大豆)を受託する水田作の受託組織がそのまま、あるいは委託農家や個別で作業する農家を取り込んで集落営農組織に再編成される事例がある⁽¹⁶⁾。麦・大豆の転作受託組織の場合、現状のままで生産調整組織として対策に加入する組織もあるが、集落の転作作業委託者等とともに水稻作を取り込んだ集落営農組織に再編成する事例もある。後者の場合は、水稻作

はこれまで同様に個別作業で行うため、組織設立後も水稲作については枝番方式を用いる事例が多くある。なお、大豆作の受託組織がある場合は、組織化の範囲が複数集落に及ぶことがある。地域内に大豆の受託組織と麦の受託組織がそれぞれ別にある場合には、より広域の大豆作の地域範囲で両者を包括した組織を設立する事例や、麦作の範囲で組織を設立する事例がある（この場合、大豆作の収穫作業は大豆作受託組織に作業委託する等で対応する）。

共同利用組織をベースに集落営農組織に再編成された事例では、作業受託型や協業経営型に移行するものもあるが、共有機械を使って従来どおり個別に作業を行う場合は、共同販売経理を行いつつも枝番管理という事例も多くある。また共同利用組織や作業受託組織が再編される場合、新組織に旧組織の機械を移譲することで生じる課税への対策から、旧来の組織を存続させ、その機械を新組織がリースする方式をとる場合も多くある。

さらに、経営所得安定対策加入への対応から全く新たに組織を設立する事例がある。その中には、営農の実態は個別経営のまま、共同経理は行いつつ枝番管理というものが多くあるが、他方で、リーダーの強力な指導等により、協業の実体がある組織が設立された事例もある。

経営所得安定対策を契機に、こうした様々なタイプの集落営農組織が新設あるいは再編成により、併存している。これらの多様なタイプの営農を一括して「集落営農」と規定することができるのかどうか。本来は「集落営農」の概念規定をして、その上でどこまでが集落営農なのか議論するべきではあるが、本稿ではそれを不問にした上で、ともかくも多様な組織があることを確認しておきたい。

（２） 集落営農組織のタイプと法人化

そうした多様な集落営農組織について、1つの作業仮説として第4表のように類型化を行ってみた⁽¹⁷⁾。表頭は、集落営農組織における営農の担い手の存在態様であり、基幹作業を構成員の一部が担うオペレーター型か、構成員の多くが担う全戸共同型（集落ぐるみ型）かの区分である。表側は、組織運営の目的であり、農業経営体を指向し所得増加を目指す組織か、地域の農地維持・保全のための組織か、あるいはそうした指向がまだ不明確な組織かに区分してある⁽¹⁸⁾。ただしオペレーター型か全戸共同型かの区分は理念的であり、実際には両者の中間のものが多いこと、また所得増加を考えている組織にあっても農地の維持・保全を前提にしていることであることがほとんどであり、逆に農地の維持・保全を組織の目的としつつもオペレーターの所得確保のためには所得増加を指向しているのであり、所得増加と農地の維持・保全は択一ではないことには留意してほしい。

表の実数は、農林水産政策研究所が調査した事例77組織を暫定的に分類したものである。調査対象には中山間地域の集落営農組織が多いため、組織の運営目的によるタイプでは、農地の維持・保全を指向する組織が最も多いが、営農を担う者のタイプではオペレータ中

心の組織が多い。

第4表 組織類型別の法人割合

(単位:組織、%)

		営農を担う者		
		計	オペレーター 中心	全戸共同
組織 の 運営 目的	計	77 (39.0)	42 (47.6)	35 (28.6)
	所得増加	21 (33.3)	11 (45.5)	10 (20.0)
	農地の維持・保全	39 (56.4)	21 (66.7)	18 (44.4)
	未定	17 (5.9)	10 (10.0)	7 (0.0)

資料:農林水産政策研究所調べ。

注:()内は法人組織の割合。

表中の括弧内の数値は、各タイプにおける法人組織の割合である。営農を担う者のタイプ別では、オペレーター型で法人割合が高い。組織の運営目的別では、所得増加タイプよりも農地維持・保全タイプの方が法人割合が高くなっている。集落営農組織も効率的かつ安定的な農業経営体となるということであれば、所得増加を運営目的とする組織で法人割合が高くなるであろうが、調査事例では農地維持・保全タイプで法人割合が高い。このタイプの法人割合がこのように高いことには、一見、かなりの違和感を感じる。経営安定対策加入に当たって規模要件との関係から法人化した事例がその中にあることも、法人割合を高くしている一因ではあるが、しかし農地維持・保全を目的とする組織にあっては、組織の安定化のために法人化を行った事例も多くあるのである。

5. おわりに—集落営農組織にとっての法人化の意義

経営政策、構造政策では集落営農組織が効率的かつ安定的な経営体に発展することが想定されている。農家による個別経営にとって法人化は企業的経営体へと転化するために選択される方策であり、集落営農組織の場合にも同様なことが「経営体への転化」の方策として想定されている⁽¹⁹⁾。所得増加を目的とする集落営農組織において法人化の傾向があることは確かであり、効率的な経営を目指して、集落の範囲を越える大規模組織での法人化も見られる。

法人化のメリットは、制度上では、農地取得が可能となることに加えて、税制上の特例、社会保障制度や制度金融の対象となること、さらに制度にかかわらないものとしては、経営体近代化の基礎的条件、経営体の継承性の確保、就業条件の整備、権利主体、社会的信用力、税制上の優遇等が挙げられる⁽²⁰⁾。しかしこれらは効率的・安定的経営体を目指さない集落営農組織の場合であっても有効であろう。さらに税制上等でメリットがあるなら、むしろ法人化を選択した方が組織の経営にとってはプラスであろう⁽²¹⁾。

先に見たように農地維持・保全が目的の組織で法人化が進展している。この中には、中

山間地域を含む小規模組織が経営所得安定対策の加入要件を満たすために法人化したものも含むが、それだけでなく農地維持・保全を目的とする組織にとっての法人化の意義は、組織の安定性・継続性の確保のためという側面が大きい⁽²²⁾。多くの集落営農組織にとって法人化は、組織の安定性・継続性の確保の方法・手段として重要な選択肢であろう。非営利活動を行う組織がNPO法人等の法人形態を選択することはその好例であろう。

集落営農組織が効率的・安定的な経営体に向かうか、農地の維持・保全を目的とする地域資源保全の組織に向かうかは、組織の意思・方向性にかかることである。そうした集落営農組織の事業体としての方向性とは別次元の課題として、組織体の企業形態の選択肢があり、法人化は組織体としての継承性を確保する方策として検討される必要がある。

- 注(1) 集落を基礎とした営農を集落営農というが、それを行う組織のことも集落営農と称することが多い。われわれの研究では両者を分けて、後者については集落営農組織ということとしている。
- (2) たとえば「法人経営とは、法律形態として法人成りしているか否かという点よりも、その経営の内容として複数の個人が参加し、農外からの雇用労働力の導入等も視野に入れつつ、規模拡大や加工部門の充実を図り、さらに状況によっては自ら消費者や小売店等への販売活動も行う企業的な経営」と規定される(梅本[7]233頁)。
- (3) 本資料のまえがきにあるように、本資料の論文は、平成21年3月29日、2009年度日本農業経済学会(筑波大学春日キャンパス)で開催した特別セッションでのもとにしたものである(その簡単な紹介は小野[8]を参照)。本稿は、その特別セッションにおける座長解題をもとに、大幅に加筆したものである。
- (4) 画期区分は安藤[1]を参考にしてている。
- (5) この事業は水稲作を機械化・共同化することでできた余剰労働力を複合部門へ投入することを目的として取り組まれたが、実際には余剰労働力は農外部門へ向かうなどにより、所期も目的を十分に達成できなかった。しかしこうした地域複合の取組は、東北等の複合経営地域における集落営農の対応として現在、展開している。
- (6) 田代[14]、桂[9]、楠本[10]。
- (7) 昭和64年度版農業白書で「集落営農」の用語が用いられたが、白書の見出しとして登場するのは、新基本法が制定される平成10年版からである(田代[14]、19頁)。
- (8) 安藤[4]。
- (9) 広島県では「食料・農業・農村基本法」を受けて、平成12年から「集落農場型農業生産法人」による集落営農組織の法人化が推進されているが、経営所得安定対策に対応した平成18年の施策では「経営体」重視となっていると評価されている(小林・田中[11])。
- (10) 認定基準はあくまでも「主たる従事者」個人の目標農業所得ではあるが、その運用を弾力化する通知が経営局長名で次のように出された。「特定農業団体の『主たる従事者』については、…主たる従事者の候補者が存在することで足り、…また、主たる従事者の目標農業所得額の達成が確実であるか否かの判断に当たっては、その組織が現に行っている農用地の利用集積の状況、将来的に目指す農業経営の指標等を総合的に判断して行うものとする」として、主たる従事者の所得ではなく、組織の農業経営の外形基準によることとした。さらに法人にそれを準用して、法人の農業経営の外形基準によることとした。(平成15年9月16日付け15経営第3057号農林水産省経営局長通知。全国経営基盤強化推進委員会他[13]91頁。)
- (11) この点は、主たる従事者がすでにいる(特定農業団体)か、あるいは将来の候補でよい(特定農業団体と同様の組織)か、という相違にかかってくると考える。

- (12) 平成18年4月の農林水産省経営局長通知による。なお、森[22]に解説がある。
- (13) 森[21]、森[22]では、収入プレミアム方式としている。なお、われわれの北海道における調査では、数戸による200haの水田作経営の法人経営では、法人としての一体的な経営を行いつつ、圃場管理は各自の分担地域を割り当てて、枝番管理ではなく単収差の一部を報償として所得に上乘せしている事例があった。
- (14) 北陸を含めて西日本では法人化に積極的であるが、個別営農志向が強い東日本では法人化に消極的であるという指摘がされている。(楠本[10]113頁)。
- (15) 池田他[4]では富山県での法人の特徴を述べているが、100ha以上の大規模法人ではすべてに専従者がいる。
- (16) 麦・大豆作がない、例えば転作にソバを作付している地域では、経営所得安定対策加入のメリットは、水稲のナラシのみであるが、東北では水稲作の所得安定と将来の担い手確保のために、そうした地域でも集落営農組織の設立と対策加入を行っている事例がある。
- (17) 類型化および調査の概要については農林水産政策研究所[19]を参照。
- (18) 第4章の井上論文が紹介する島根県の整理も同様な問題意識である。なお、宇佐美[5]、51ページの図3では、「集団の性格」(地域ぐるみ、有志)と「地域的広がり」(集落、旧村～町村、広域)との2指標を軸にして地域営農集団を類型化しているが、同時に「地域農業維持(農事組合的)」、「規模拡大(企業・会社的)」の指標を掲示している。
- (19) 宇佐美[6]は、家族経営の法人化について、「販売金額が数千万円に達し、資金の運用や設備投資も投下資本に対する利回りを意識し雇用労働力の導入も検討するような段階、つまり企業の経営へと転化する段階での問題」としている(11頁)。また宇佐美[5]は地域営農集団を対象に「法人化は、営農集団が個人経営の補完組織として機能している段階から、集団自体が1つの経営体として活動しようとする場合に問題となる。」(40頁)としつつ、「新政策」が法人化を個別経営体や組織経営体の唯一の「選択肢」として提示したことを踏まえて、「法人化は、あくまでも農家や営農集団が、経営体へ転化する場合の一形態であって、1つの選択肢でしかない。個別経営の補完組織のまま、営農集団をより一層充実させることこそ、地域や集団の実情にふさわしい場合がむしろ多いであろう。」と指摘している(3頁)。
- (20) 酒井[12]。
- (21) 森[22]は、税務の立場から、家族経営の場合には、事業主の所得が多くなると税務上は法人経営が有利となるが、他方で集落営農組織の場合では、法人組織として運営する方が適しており、任意組織の段階を経ないで「いきなり法人」となることが経営の発展のためには望ましい、としている。坪田[17]は、行政的指導者として福井県あわら市での経験から、組織の立ち上げと同時に法人化することを勧め、任意組織を立ち上げてしばらく実績を積んでから法人化すべきというのは(集落営農の)内容を理解していない者の意見である、と退けている(坪田[17]82～83頁)。池田[4]は、富山県での分析から、組織設立と同時に法人化するという新しい動きがあることを報告している。
- (22) 農水省ホームページの「水田・畑作経営所得安定対策に関するQ&A」で、法人化の理由として「経営の安定性・持続性」の確保を挙げているが、これは適切であろう。「45. 本対策の対象となる集落営農組織について、将来、農業生産法人化を求めているのはどうしてですか。(回答) 集落営農組織が、将来、効率のかつ安定的な農業経営に発展していくためには、単なる任意組織にとどまるのではなく、自らが農地の権利主体や取引の名義人となるなどにより、経営の安定性・持続性を確保することが適当との観点から、一定期間(5年)内に農業生産法人となる計画を有することを要件としているものです。」(農水省HP[18])。

[引用・参考文献]

- [1] 安藤光義(平成20年9月)「水田農業構造再編と集落営農—地域的多様性に注目して—」『農業経済研究』第80巻

第2号, 岩波書店。

- [2] 安藤光義 (平成20年) 「水田農業構造再編と集落営農—地域的多様性に注目して—」『2008年度日本農業経済学会大会報告要旨』。
- [3] 安藤光義 (平成15年) 『構造政策の理念と現実』農林統計協会。
- [4] 池田太・中沖昌伸・佐々木毅・石黒宏治 (平成21年) 「水田経営所得安定対策下での集落営農組織の集積性と展開のあり方—富山県での事例分析を通じて—」『農業問題研究学会2009年度秋季大会報告予稿集』。
- [5] 宇佐美繁編著 (平成7年) 『地域営農集団と法人経営—実践事例と組織化への手引き—』日本経済評論社。
- [6] 宇佐美繁・亀和田秀雄編 (平成8年) 『家族経営の法人化を考える』日本経済評論社。
- [7] 梅本雅 (平成9年) 『水田作経営の構造と管理』日本経済評論社。
- [8] 小野智昭 (平成21年3月) 「集落営農の発展と法人化—2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの概要—」『農林水産政策研究所レビュー』No. 31。
- [9] 桂明宏 (平成16年) 「西日本における地域農業再編主体」(田代洋一編)『日本農業の主体形成』筑波書房。
- [10] 楠本雅弘 (平成18年) 『地域の多様な条件を生かす集落営農—作り方・運営・経営管理の実際』農山漁村文化協会。
- [11] 小林元・田中秀樹 (平成19年) 「集落農場型農業生産法人の展開と課題」『日本農業年報53—農業構造改革の現段階—経営所得安定対策の現実性と可能性—』農林統計協会。
- [12] 酒井富夫 (平成4年) 『日本の農業—あすへの歩み—181—農業法人制度の課題』農政調査委員会。
- [13] 全国経営基盤強化推進委員会・全国農業会議所・全国農業協同組合中央会 (平成16年) 『特定農業団体の設立・法人化マニュアル』全国農業会議所。
- [14] 田代洋一 (平成18年) 『集落営農と農業生産法人—農の協同を紡ぐ—』筑波書房。
- [15] 田代洋一 (平成16年) 「集落営農と個別経営の連携型法人」, 田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房。
- [16] 椿真一・村田武 (平成17年) 「わが国における水田農業の担い手政策の変遷と生産組織」『九州大学農学部学芸雑誌』第60巻第1号。
- [17] 坪田清孝 (平成20年) 『農村集落再生のみちすじ—集落営農にサラリーマンをとりこめ』, 全国農業会議所。
- [18] 農林水産省HP(online) (平成21年) 「水田・畑作経営所得安定対策に関するQ&A」,
http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/answer.html#45 (平成21年3月1日)。
- [19] 農林水産政策研究所 (平成21年) 『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する分析報告』経営安定プロジェクト研究資料第1号。
- [20] 農林水産政策研究所 (平成21年) 『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』経営安定プロジェクト研究資料第2号。
- [21] 森剛一 (平成19年) 『集落営農の会計と税務』(初版, 第2版) 全国農業会議所。
- [22] 森剛一著, J A 全中企画編集 (平成21年) 『集落営農と家族経営を活かす法人化塾—農業経営基盤強化準備金の仕組みとその活用—』農山漁村文化協会。